札幌市開発審査会傍聴要領

令和８年９月７日　制　定

（目的・趣旨）

第１条　この要領は、札幌市開発審査会条例（昭和46年12月21日条例第43号）第８条に基づき、札幌市開発審査会（以下「審査会」という。）が都市計画法第50条第３項の規定に基づく口頭審理その他の公開で行う会議の傍聴に関し必要な事項を定め、もって会場における秩序の維持及び審理の公正な実施を確保することを目的とする。

（傍聴人の決定等）

第２条　傍聴人の定員は、会議の都度、収容人員等を考慮して定める。

２　会場における秩序の維持のため必要があると認めるときは、傍聴席に相応する数の傍聴券を発行し、その所持者に限り傍聴させることができる。この場合において、会議を傍聴しようとする者は傍聴券の交付を受け、入場の際、事務局に、これを提示しなければならない。

３　前項の傍聴券は、会議の当日先着順に交付するものとする。なお当日先着順によりがたい場合は、当日抽選又は事前抽選その他必要な措置を講じることができる。

４　報道機関から取材等の申し入れがある場合は、傍聴券の有無に関わらず、傍聴を許可することができる。この場合、報道関係者の人数及び持ち込む機材等は、会議の会場の収容人員等に応じて、制限することができる。

（傍聴の制限）

第３条　次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

（１）　凶器その他の危険物を持っている者

（２）　ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他会議会場にいる者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者

（３）　酒気を帯びている者

（４）　その他会長において会議の秩序維持のため必要があると認めた者

（傍聴人の遵守事項）

第４条　傍聴人は、会長及び事務局の指示に従うとともに、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）　静粛にすること

（２）　会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は会議会場にいる者に対して示威的行為をしないこと

（３）　携帯電話端末その他の通信機器は、電源を切り、又は音を発しない状態にし、操作を行わないこと

（４）　飲食又は喫煙をしないこと

（５） ノートパソコン、スマートフォンその他電子機器の操作を行わないこと
（６） その他会場の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。

（写真の撮影、録音、録画、放送等の禁止）
第５条　傍聴人は、傍聴席において写真の撮影、録音、録画、放送等をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た報道関係者は、会議が開始される前の指定された時間内に限り、会場内における写真、動画の撮影を行うことができる。
２　前項の規定に関わらず、傍聴人等が撮影されることを望まない明確な意思表示をした場合には、会長は撮影を制限し、又は拒否することができる。

（違反に対する措置）
第６条　会長は、傍聴人がこの要領若しくは会長の指示に違反したとき、又は会議の秩序を維持するため必要があると認めるときは、当該傍聴人に対し、注意を促し、制止し、若しくは退場を命じ、又は必要な措置を講ずることができる。

（実施細目）
第７条　この要領に定めのない事項は、会長が審査会に諮って定める。

附　則
（施行期日）
１　この要領は、令和８年９月７日から施行する。